

ネットワークビジネスにご注意



友人に誘われた喫茶店で、同席した人からA社の商品を勧められました。「会員になると割引価格で購入できる」「誰かを紹介すれば、紹介料が入って絶対もうかる」などと説明されました。友人がいる手前、断れず、高額な会費を支払って契約しました。誰も紹介できそうにありません。解約したいです。

他人を紹介し契約につながれば、利益が得られると誘うマルチ商法的な勧誘トラブルが増加しています。ネットワークビジネスなどとも呼ばれています。「絶対もうかる」と説明され、消費者金融で借りてでも代金を支払わされる強引な手口も報告されています。

親しい人から紹介されても断る勇気を持ちましょう。また、自分が紹介する側になったとき、紹介した知人との関係が壊れてしまうこともあります。

断りきれずに契約してしまった場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。



10月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	10/ 1(火)、15(火)	22-1151
関ヶ原町	10/ 8(火)、29(火)	43-0070
養老町	10/ 7(月)、21(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	10/18(金)、28(月)	27-3111
輪之内町	10/ 3(木)、17(木)	68-0185
安八町	10/10(木)、24(木)	64-3111